

令和元年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和元年 5月16日(木)

午後 2時45分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 西川委員, 中秋委員

4 説明員 中川教育次長, 堀川教育振興課長, 吉本学校教育課長,
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第27号 竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

議案第28号 竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について

議案第29号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第30号 竹原市社会教育委員の委嘱について

議案第31号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(竹原市公立学校施設使用料条例等の一部を改正する条例案)

議案第32号 竹原市立学校等屋外運動場夜間照明施設利用実施要綱の一部を改正
する告示案

報告・協議 「学校における働き方改革取組方針」及び「竹原市立学校の教師の
勤務時間の上限に関する指針」について

報告・協議 「運動部活動の方針」について

○高田教育長 ただいまから、令和元年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第31号は、成案になる前の内部検討の段階であること、議案第32号は議案第31号に関連する議案であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最初に一括で付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第31号は、成案になる前の内部検討の段階であること、議案第32号は議案第31号に関連する議案であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最初に一括で付議することに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 続きます。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がありましたので、これを許可したいと思います。続きます。議案第27号「竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 竹原市教科用図書採択地区の採択事務に関する要綱第4条第2項の規定により竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員に委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について、根拠法令として竹原市教科用図書採択地区の採択事務に関する要綱第4条において、選定委員会は委員12名以内をもって組織することとなっており、委員は小中学校等の校長及び教頭、保護者代表、学識経験者となっております。高野信行さん、今田美雪さんについては、校長経験者でございます。宮本裕也さんと辰巳寛さんについては、PTA連合会の会長・副会長ということでお願いしたいと考えております。宮本さんについては、忠海小学校の保護者、辰巳寛さんについては、吉名学園後期課程の保護者であります。徳森友希男・亀井伸幸に

については現校長、徳森校長については、現在竹原小学校校長で小学校の校長会長でございます。亀井校長については、吉名学園校長で中学校及び義務教育学校後期課程の校長会長であります。小出教頭・宮野教頭は小中学校の教頭代表で、この方々を委員として委嘱したいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。この方々にどのようなことをしてもらおうのか追加で説明願います。

○吉本課長 教科書の採択については、まず調査委員がそれぞれの教科について調査しています。ある程度県から示された項目に従って調査を行います。例えば、図案がいくつあるか個数を全部数えたり、項目がいくつあるか数えたり、調査委員が調査した内容について、選定委員がその意見を基に選定していく。最終的には教育委員会で承認していただくようになりますが、調査委員から出て聞いたものを選定委員で選定するということになります。

○浅野教育長
職務代理者 採択調査委員は複数の出版社の教科書を調査するのですか。

○吉本課長 すべての出版社です。出版社が出している指定された教科書を調査します。その意見をいただいて最終的にそれを基に採択することになりますので、全ての教科書を調査しています。

○浅野教育長
職務代理者 全ての教科書を選定委員達も見るといことですね。

○吉本課長 そうです。

○西川委員 選定委員は採択に当たって、合議で決定するのですか。意見が分かれた時の決め方はありますか。

○吉本課長 点数制で、項目を設定しております。それに従って点数化して、最終的に合計点で決定します。同点になったときは合議で項目に従って判断します。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第28号「竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 竹原市教科用図書採択地区の採択事務に関する要綱第8条第1項の規定により、次の方に竹原市教科用図書採択地区調査員に委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。教科用図書採択事務に係る要綱第8条を根拠法令としてお示ししております。調査員は、小中学校等の校長及び教員等の中から竹原市教育委員会が委嘱することとなっており、人数は表のとおりで、中学校については義務教育学校後期課程を含みます。各学校のバランスを考え、竹原市教育委員会で委嘱したいと考えております。県での採択に関わる方は外しております。各校からバランスよくと考えておりますが、小学校について中通小学校が今年、視聴覚教育の県大会を受けており、負担が大きいため今回は外しております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○中秋委員 中学校のほうは、各教科1名になっていますが、中学校が少ないからですか。

○吉本課長 中学校の場合は、技術・家庭科、音楽、美術については、各学校に1名本務者がいない状況で、技術・家庭科については竹原市内で本務者が1名で竹原中学校のみです。その他の学校は非常勤講師を当てています。中学校については、竹原市独自で採択することは難しいため、東広島市と合同で調査している状況ですので、竹原市から最低1名は調査員を出すことに

しております。小学校は大崎上島町が入ります。小学校は大崎上島町と竹原市、中学校については、竹原市と東広島市と大崎上島町で行っています。

○高田教育長 調査については、小学校は大崎上島町と竹原市の教員を選出して協議をして調査する、中学校はそれに東広島市も合わせて調査する。同じ調査をしても3市町が採択する教科書が一致するとは限らない。調査によって、竹原市にふさわしい教科書を委員さんに御判断いただくということですね。

○吉本課長 はい。選定委員については竹原市独自のもので、最終的には選定委員が判断しますので、採択に関わっては竹原市独自で判断します。

○西川委員 合同で調査した場合には、調査資料は3市町で共通のものですか。

○吉本委員 そうです。そこまでは同じものです。

○西川委員 そこからは選定委員さんが、市町独自でされるのですね。

○吉本課長 はい。

○高田教育長 日程の説明をお願いします。

○吉本課長 今後、6月くらいから調査に入り、6・7・8月に終わる予定です。集まるのは、3回ずつくらいです。

○浅野教育長 採択地区調査員の先生方は、中学校では教科のスペシャリストの先生が
職務代理者 選ばれるわけではないのですね。

○吉本課長 中学校はそれぞれ専門性が高い教員が前提ですので、教科の教員があたっております。小学校の場合は教科担任ではないので、専門は算数でも教科書の調査委員は理科に当たっていることもあります。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第29号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 竹原市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものでございます。根拠法令といたしまして、学校給食センター設置条例第4条に基づき、給食センターを適正かつ円滑に運営するために竹原市学校給食センター運営委員会を設置し、運営委員会の委員は、学校教育の関係者及び学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。設置条例施行規則第7条に基づき、委員会の委員は教育長、所長、小中学校等の校長、小中学校等の保護者代表、竹原市を管轄する保健所代表、学校医、その他給食センターの運営上教育委員会が必要と認めるものの中から教育委員会が委嘱することとなっております。委嘱する委員につきましては、各学校の校長とPTA代表、広島県西部東保健所、あまの耳鼻咽喉科医院、教育委員会、竹原市学校給食センターで構成しております。任期につきましては、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの1年間でございます。運営委員会の内容につきましては、定例としまして年1回開催しております。御審議いただく内容は、給食会計の予算・決算、給食費の額と徴収に関する事、給食物資購入に関する事、安全・衛生管理に関する事、センターの設備の改修に関する事、食育に関する事等でございます。学校現場はもちろんのこと保護者や専門的見地からの御意見を伺いながら、より良い学校給食の実施に活かしていく取り組みを行っております。例年7月上旬に開催しており、準備を進めております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お謀りいたします。議案第29号は、原案のとおり承認することに御異

議ございませんか。

○浅野教育長
職務代理者

はい。

○市川委員

はい。

○西川委員

はい。

○中秋委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第30号「竹原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長

竹原市社会教育委員の任期が満了することに伴い、その後任委員を委嘱しようとするものでございます。社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び竹原市社会教育委員設置条例第1条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱することとなっております。委員の区分につきましては、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から6名、家庭教育活動をしているものから3名、学識経験者から1名の計12名を委嘱しようとするものです。今回、委員の構成について家庭教育及び学校・家庭・地域の結びつきを強化していく観点から、家庭教育活動に関する分野を1名増員しております。具体的には、竹原市保育連盟から柄崎佳之さんに新たに加わっていただきたいと考えております。また、社会教育の分野で人権関係につきましては、これまで部落解放同盟竹原市協議会、東広島・竹原人権擁護委員協議会の2団体がありましたが、人権関係につきましては、同和問題・高齢者・障害者・子供・男女共同参画等の部会を設けて活動している東広島・竹原人権擁護委員協議会に委嘱することを考えております。委員の異動につきましては、社会教育関係者では、竹原市PTA連合会が相澤健さんから辰己寛さん、東広島・竹原人

権擁護委員協議会が土田勇さんから坂本忠明さんに変更となっております。任期につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日の2年間となっております。活動につきましては、社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる等、様々な調査・研究を行うこととなっておりますが、基本的には竹原市教育委員会事務局が提案した計画案等を審議していただいております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員

学校関係者以外の社会教育関係者・家庭教育関係者の方の活動内容等を教えてください。

○堀川課長

それぞれ所属団体の代表者から推薦をいただいております。社会教育関係者について、荒川さんは竹原市女性連絡協議会、辰己さんは竹原市PTA連合会、常田さんは竹原市ボランティアグループ連絡協議会、坂本さんは東広島・竹原人権擁護委員協議会、蕎麦田さんは竹原市体育協会、福原さんは市立竹原書院図書館協議会です。家庭教育関係者については、橋本さんは青少年育成竹原市民会議、森貞さんは竹原おやこ劇場、柄崎さんは竹原市保育連盟、学識経験者については、岩本さんは元学校長です。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○市川委員

はい。

○西川委員

はい。

○中秋委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項といたしまして、「学校における働き方改革取組方針」及び「竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」について」を議題といたします。関係課より報告をよ

ろしくお願いします。

○吉本課長

学校における働き方改革取組方針及び教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童・生徒等に接する時間を十分確保し、教師がわが国の学校教育の蓄積と向かい合って、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童・生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すということが目的でございます。目的としては、平成31年1月25日に中央教育審議会において、答申がまとめられました。同日、文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが示され実効性を担保するため、服務監督権者である教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を作成することとされております。これを受けて竹原市も「学校における働き方改革取組方針」及び「竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」を定めましたので報告いたします。指針の方は、厳しい数字ですが国に準じて目標値を設定しております。

○浅野教育長
職務代理者

今の竹原市の教職員の超過勤務の現状・実情をどのように把握されておりますか。

○吉本課長

竹原市立学校ではICTを活用してパソコン上で出退勤の管理をし、自動的に集計するシステムを導入しております。数値については、リアルタイムで竹原市教育委員会が把握することができる。月単位で学校ごとに集計しておりますので、時間外勤務が多い学校については、校長からの現状報告をさせたり、改善計画を出させたりしながら、教育委員会も状況を把握し、改善をすすめている状況です。現在の状況は、1日2時間余りです。80時間を極めて厳しいラインと捉えて数年間取り組みを進めておりますので、80時間を超えるものはほとんどありません。

○浅野教育長

月45時間を超過している人に対して、身体状況・疲労の蓄積等産業医

職務代理者 の聞き取りがある。80時間超えると過労死のラインですから、その場合、一般企業では産業医の面談等がありますが、学校の先生はないですね。

○吉本課長 基本的にはないので、校長や市教育委員会で管理をしながら、月単位で時間外勤務が多い教職員については、教育委員会から校長に状況を確認し、数か月続くと健康状態について確認しながら進めております。校長から調子が悪い教職員がいると報告があると、竹原市教育委員会から医療機関を受診するよう指導をする等勤務時間数を把握しながら指導しております。固定化しない、何か月も超勤が続かないということ意識しております。45時間という数字は厳しい時間ではありますが、そこを目指して取り組むということで指針に入れております。

○浅野教育長 全員の状況を把握しているのですね。

職務代理者

○吉本課長 はい。把握しております。

○高田教育長 昨年度の途中からICTを活用したシステムを導入して、広島県でも先進的な取り組みです。しっかり活用して教職員の健康管理に努め、働き方改革が連動するわけですが、すべき仕事をせずに早く帰るというのでは教育の質が低下します。一昨日の新聞報道にもありましたが、尾道市の高須小学校の20代教員が、採点をせずに倉庫に入れていた。日々の授業のことでテストまで手が回らなかったということがありました。働き方改革の中で、先生方の働き方を変えていくということが一つあります。もう一つ、何もかも学校がすべきことが増えて、地域・保護者からの要請も多いですから、地域・保護者の方にも御理解いただきながら、子供を育てていく上で役割分担することも必要であろうと思います。夏休み前には取り組んでほしいという様々な要望がきますが、そのあたりもある程度精査しないとオーバーワークの要因の一つになっていると思います。先生方が働き方を自分も変えていく、教育委員会としても精査し不要なものを取り除いていく、地域・社会との役割分担等構造的に取り組まないと難しい問題です。

今後、全力で取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

○中秋委員

来年度から指導要領が変わりますよね。外国語等専門性が高くなり、報道では、小学校も教科担任制になるという話もあるので、来年度からもっと教員が忙しくなるように思います。予算的なものもあると思いますが、人員配置等教師の事務負担を軽減する取り組みができればいいと思います。来年度に向けて心配していますが、対策はあるのですか。

○吉本課長

新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導運営体制構築のための学校における働き方改革の答申の概要にもありますが、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備ということで、教職員及び専門スタッフ等学校指導運営体制の効果的な強化充実にも書いてあります。例えば、プリントの印刷等を任せるSSSという県からの加配でスクールサポートスタッフがいます。全ての学校には配置できていない状況で、市内3校に配置しています。次の部分にもかかってくるのですが、部活動のガイドラインの順守を条件とする部活動指導員の配置促進があります。このことについて、補助をいただきながら予算を組んで取り組んでいきたいと考えております。併せて業務改善を進めていかなければいけない状況ですので、竹原市教育委員会に提出する書類についても、公印の省略や紙ではなくデータでの提出にする等、市教委からの通知も不要なものは削除する等工夫して、学校の負担を少しでも軽減できるように考えております。教職員の意識改革も必要ですので、どうしても教職員はあればあるだけ子供のためにいろいろ仕事をしてしまいますが、割り切って仕事ができるように、例えば週に一回は必ず定時退庁や定時退庁が難しい場合も5時半や6時には教職員が全員退庁して体を休める日を作る、週1回は部活動をしない日を設定する等、少しずつ取り組みを進めながら、働き方改革や業務改善を進めている現状です。

○高田教育長

竹原市教育委員会は昨年比で研修・行事を何割削減していますか。

○吉本課長

市教委も研修を削減していて、2割程度を削減しています。

- 高田教育長 見直しや組み合わせをして、精査して2割削減しています。
- 西川委員 PCでの出退勤管理ですが、学校のPC1台で管理しているのですか。各個人のPCで管理しているのですか。
- 吉本課長 各個人のPCです。クラウド上のシステムですので、対外試合があつて三原に8時に着いたとスマートフォンを押せば出勤になるシステムです。
- 西川委員 PCは自宅に持ち帰ることは可能ですか。持ち帰って仕事することはありますか。
- 吉本課長 自宅に持ち帰ることはできません。持ち帰りの仕事については、ないとは言いきれません。働き方改革のガイドラインにもありますが、それぞれ教職員の自分の研修については超勤にはなりません。今ある仕事と自分の研究を家に帰ってすることについては超勤にはなりません。
- 西川委員 一般企業では上長の指示があれば残業となりますが、学校の先生はそうでもなく遅くまで残っています。残業の概念はどのように捉えられていますか。
- 吉本課長 教職員の場合は、どこまでが残業でどこからが残業でないかの判断が難しくてもともと4%の手当をつけているのが現状です。その当時とは状況も違いますので、4%が適切かどうかということになってくると思います。教職員の場合、例えば子供の様子について話をするのが、仕事になるのか雑談になるのかということになってきます。学校で教職員が遊んでいる状況は100%ありません。全て子供に関わる何かをしていることは間違いないので、学校にいる時間は全て勤務時間とすることになっています。
- 西川委員 労働時間を縮めていく中で、障害になっている課題の優先順位は明確になっていますか。例えば生徒指導に時間がかかっているのか、教科指導・部活動・事務作業等優先順位は明確になっているのか、混在している状況ですか。
- 吉本課長 学校ごとの特性があると思います。生徒指導に多くの時間がかかる学校もあれば、研究指定校であれば県大会を控えて、研究に時間を割くことに

なりますので、時期や学校の特性等様々だと思いますが、各学校では整理をされています。校長が、今月は公開研究会があつてやむを得ないので、その部分は来月調整するように考えながら進めています。

○高田教育長

時間外勤務の概念ですが、昭和46年の公立義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が始まりです。この法律において教育職員とは、単純に言えば学校の事務職員を除いた職員のこと、管理職は別です。その者の給料月額額の100分の4に相当する額を基準として、教育調整額を支給するとされており、給料に4%上乘せされるということです。当時の時間外勤務の状況を文部省が把握して、4%程度であったということです。教職員が帰って、例えば新聞を読んで、明日の教材に役立てようとする等、先生達は子供達のためにすることは、ありとあらゆることがあります。これに時間外勤務命令は出しにくいので、それに見合うものとして4%を支給することになったのです。公立義務教育小学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令がありまして、教育職員について正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとするがあります。先生には時間外勤務命令はないのですが、次を除いてということで、校外実習・生徒実習等で遠くに出た時、修学旅行、あるいは非常に重要な案件で職員会議をしなければならないというケースがあります。7月豪雨災害のような災害時に、子供達の安全を守るという場合等特例的に認めているだけです。時間外勤務命令という概念がないのです。昭和46年以降は4%上乘せしているので、先生方に自主的な勤務や主体性を求めていくようになり、時間外勤務命令がないので、校長も勤務時間管理をしないという流れがありました。その中で過労死の事件があり、教員の時間外勤務の状況に焦点が当てられてきました。市民の皆さんは、先生が遅くまで残っているのは残業手当をもらっていると思われているかもしれませんが、そうではありません。

○浅野教育長

100分の4の見直しもないままずっと続いているのですか。

職務代理者

- 高田教育長 そうです。先生達も先輩の姿を見て、子供のためにやっているのも先生達の意識も変えにくい状況です。
- 中秋委員 先生にはタイムカードはないのですか。
- 高田教育長 タイムカードの代わりにパソコンで管理しています。
- 中秋委員 パソコンをつけなければ、出勤の管理はできないままですね。
- 吉本課長 必ず出勤したら、まずノートパソコンの電源を入れて、システムが自動的に立ち上がるのでタイムカードを押すのと同じです。
- 中秋委員 企業はセキュリティが厳しいので、カードで出退勤時間を全て管理しています。来年からは中小企業も罰則等があるので厳しく管理する状況になっています。教職員も厳しい状況だと思うが、新規採用職員の受験倍率があまり芳しくないようなので、なり手が少ないのはどうしてなのかと思います。残業が多いことも若い人が教員になりたいと思わない理由の一つなのかと思います。企業では若手の社員は残業代が出るので残業したいという時は振替休日とその週に使うようにして最低限の割増を払うようにしています。
- 高田教育長 学校訪問でも校長に尋ねていただいて、御意見をいただければと思います。あわせて「運動部活動方針」についても説明をお願いします。
- 吉本課長 平成30年3月付でスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、市区町村教育委員会・学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の運動部活動の在り方に関する方針を参考に設置する学校に係る運動部活動の方針を策定するとされています。このことを受けて、平成30年7月付で広島県教育委員会から運動部活動の方針が示されましたので、竹原市においても平成31年4月付で運動部活動の方針を策定し、学校においても活動計画を作成するとともにその活動方針をホームページに掲載するよう併せて指導しているところ

ろでございます。この中に示されているのですが、例えば休養日について、1日活動平均時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う等、休養日及び活動時間の設定等を示して、部活もある一定の制限をかけております。昔は際限なく朝から夜まで休みなくという状況もありましたが、今は働き方改革について、ある一定の制限をかけないといけないということもあって方針を作成しています。あわせて学校における働き方改革に関する緊急提言というのが以前から言われておまして、その中にチームとしての学校の実現に向けた専門スタッフの配置促進等が示されています。特に教員の事務作業等をサポートするスクールサポートスタッフの配置促進や部活動指導員の配置促進及び部活動運営に係る指針の作成が示されています。指針については、御説明したとおりですが、部活動指導員の配置促進について、今検討しております。竹原市においては、これまでも外部指導員という形で配置しておりましたが、外部指導員は教員のサポート役でした。今年度は国の部活動指導員配置促進事業という補助金を活用し、教育活動の一層の充実を図るとともに教員の働き方改革の実現を図る目的で配置する予定です。これまで教員が同じように一緒に指導しておりましたが、この指導者については事前に趣旨を説明し、教員が部活動に出ないで任せるという方です。このような部活動指導員を今年度から運用できるよう進めているところです。予算の関係もありますので、全てではないのですが、働き方改革の一環であるという趣旨を御理解いただいた方に部活動指導員になっていただき、他の方より報酬を少し上げるという取り組みを進めようとしているところです。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○中秋委員

部活動指導員が配置されたら、朝から1日部活動をしてもいいのですか。

○吉本課長

部活動の方針で決まっていますので、方針に則って指導していただきます。

- 中秋委員 教員がいなくても部活動ができるのですね。
- 吉本課長 語弊があるかもしれませんが、そうです。
- 高田教育長 部活動指導員は法令に定められているのです。学校教育法施行規則第78条の2、これは平成29年に追加された条文ですが、部活動指導員は中学校におけるスポーツ・文化・科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事するとあります。スポーツだけではなく、文化・科学についても、それだけの権限を持っていただいて、サポート役以上に責任をもってやっていただくという法令に定められるものです。
- 西川委員 部活動指導員は、顧問の帯同なしで、現場で指導するということで、生徒の安全管理等非常に責任が重いと思いますが、教育機会は設けられていますか。
- 吉本課長 事前に、安全管理や順守すること、昨今の夏季の天候も暑いので子供の健康管理についても併せてお願いすることにしていきます。
- 西川委員 休養日について、学期中は週当たり2日以上休養日を設けるとあるのは、現状されているのですか。平日1日と土曜か日曜どちらか休みということですね。大会が近づくと、生徒も先生も練習したいという気持ちがあると思うのですが、その時も現状どおりということですか。
- 吉本課長 現在、平日1日と土日どちらか休みになっています。原則ということで、大会直前であれば休めないということもありますので、その場合は振替をして、今週は休みなしで練習する、大会が終わってから今週の分を休むという運用をしています。
- 高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和元年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和元年 5月16日 午後2時45分閉会

